

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例申請について、申請書等への個人番号の記載が必要となる。
③システムの名称	ふるさと納税システム 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項別表項番24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	加古川市 産業経済部 産業振興課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132（直通）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 産業経済部 産業振興課 079-424-2190（直通）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関しては、手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書の様式には必要な情報以外のものを掲載しておらず、記載された情報以外はシステムに入力できない仕組みになっている。また、申請書をシステムへ入力後、申請書とシステムの入力内容を照合し、確認を行っているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 名生 孝徳	課長 長谷川 邦広	事後	－
平成30年12月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ふるさと納税システム	1. ふるさと納税システム 2. 国税連携システム	事前	平成31年1月に実施予定のフ ンストップ特例通知事務より 変更を行う。
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報 の入手(情報提供ネット ワークシステムを通じた入 手を除く。)-目的外の手 が行われるリスクへの対 策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報 の使用-目的を超えた紐 付け、事務に必要な情 報との紐付けが行われ るリスクへの対策は十分 か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報 の使用-権限のない者 (元職員、アクセス権限 のない職員等)によっ て不正に使用されるリ スクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 -委託先における不正 な使用等のリスクへの 対策は十分か	(新規)	委託しない	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報 の提供・移転(委託や情 報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を 除く。)-不正な提供・ 移転が行われるリス クへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供 ネットワークシステム との接続-目的外の手 が行われるリスクへの 対策は十分か	(新規)	接続しない(入手)	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供 ネットワークシステム との接続-不正な提供 が行われるリスクへの 対策は十分か	(新規)	接続しない(提供)	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報 の保管・消去-特定個人 情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は 十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する 教育・啓発-従業者に 対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	－
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目－1. 対象 人数-いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目－2. 取 扱者数-いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和3年9月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	加古川市産業経済部産業振興課	加古川市 産業経済部 観光振興課	事後	
令和3年9月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 産業経済部 産業振興課 079-427-9756(直通)	〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口701 加古川 駅前立体駐車場ビル2階 加古川市 産業経済部 観光振興課 079-424-2190(直通)	事後	
令和3年9月14日	IIしきい値判断項目－1. 対象 人数-評価対象の事務の 対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年9月14日	IIしきい値判断項目－1. 対象 人数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年9月14日	IIしきい値判断項目－2. 取 扱者数-特定個人情報 ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和3年9月14日	IIしきい値判断項目－2. 取 扱者数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年9月14日	I 関連情報－7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用 停止請求－請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担 当 079-427-9132(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	事後	
令和4年7月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	観光振興課	産業振興課	事後	
令和4年7月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	観光振興課	産業振興課 観光振興係	事後	
令和5年12月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口701 加古川 駅前立体駐車場ビル2階 加古川市 産業経済部 産業振興課 観光振 興係	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 産業経済部 産業振興課	事後	
令和5年12月21日	IIしきい値判断項目－1. 対象 人数-いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年12月21日	IIしきい値判断項目－2. 取 扱者数-いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、第3項及び別表第一 項番16 2.地方税法 附則第7条第5項、第12項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表項番24	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	(新規)	適用していない	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 入出を介在させる作業	(新規)	十分である (判断の根拠) 特定個人情報の取扱いに関しては、手作業が 介在するが、いずれの局面においても複数人 での確認を行うようにしており、人為的ミスが 発生するリスクへの対策は十分であると考えら れる。	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らえる対策	(新規)	1) 目的外の手が行われるリスクへの対策 十分である (判断の根拠) 申請書の様式には必要な情報以外のものを掲 載しておらず、記載された情報以外はシステム に入力できない仕組みになっている。また、申 請書をシステムへ入力後、申請書とシステムの 入力内容を照合し、確認を行っているため、目 的外の手が行われるリスクへの対策は十分 であると考えられる。	事後	